

質問者 岡本 眞利子 議員

質問事項

- |                             |           |
|-----------------------------|-----------|
| 1 町民の暮らしに密着した安全・安心な道路の維持管理  |           |
| (1) 道路の白線（路面標示）について         | 土木課、防災環境課 |
| (2) 保育施設周辺道路（キッズゾーン）の整備について | こども課      |
| (3) 街路樹、支障木の管理について          | 土木課       |
| (4) 道路の維持管理について             | 土木課、防災環境課 |
| 2 今後の成人式の在り方について            | 生涯学習課     |

【答 弁】

岡本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますので、私からはご質問の1点目につきまして、答弁をさせていただきます。

1 町民の暮らしに密着した安全・安心な道路の維持管理

「町民の暮らしに密着した安全・安心な道路の維持管理」についてであります。

道路は、住民生活を支える最も普遍的で基礎的な社会資本であり、社会・経済活動を支える重要な役割を担っている施設であります。

町で管理する道路は、現在、路線数が1,029路線、実延長は882.8kmとなっており、そのうち舗装道路が537.7km、舗装率は60.9%となっております。

道路の老朽化が進む中、各公区からは様々な要望が寄せられておりますが、限られた予算の中で、快適な生活環境の維持のため、安全な道路の維持管理と計画的な整備・更新に努めているところであります。

(1) 道路の白線（路面標示）について

ご質問の1点目、「道路の白線、「路面標示」について」であります。

路面標示は、センターラインや車道外側線などの区画線と、横断歩道や停止線などの道路標示に大別され、センターラインや車道外側線などの白い区画線は道路法により道路管理者が、横断歩道や停止線などの道路標示は道路交通法により公安委

員会がそれぞれ設置及び管理を行うことになっております。

はじめに、「センターライン、車道外側線の補修延長」についてであります。

センターラインいわゆる車道中央線と車道外側線などの区画線は、道路の構造を保全し、交通の流れを適切に誘導する目的で設置するものであり、車道中央線は車道幅員が5.5m以上の道路の中央を示す線で、車道外側線は車道の外側を示す必要がある区間の車道と路肩の境界の線であります。

区画線の過去3年間の補修実績を道路延長で申し上げますと、車道中央線は、平成29年度が42,222m、30年度が29,160m、本年度が33,356mとなっております。

車道外側線は、平成29年度が3,946m、30年度が5,215m、本年度が2,459mとなっております。

次に、横断歩道や停止線などの道路標示等の破損につきましては、町で実施する道路パトロール及び防犯パトロールのほか、町民からの通報など、年間で2、3件の改修を公安委員会に要望しており、適宜緊急度の高いものから対応していただいております。

また、補修の実績については、横断歩道で毎年36か所程度、停止線については隔年で2か所程度補修を行っていると同っております。

## (2) 保育施設周辺道路（キッズゾーン）の整備について

次に、「保育施設周辺道路（キッズゾーン）の整備について」であります。

令和元年5月に発生した滋賀県大津市での交通事故を踏まえ、保育所で行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、スクールゾーンに準ずるキッズ・ゾーンが創設されました。

キッズ・ゾーンについては、原則、保育所の周囲半径500mを対象範囲として、市町村が道路管理者及び都道府県警察と協議の上、必要と判断した箇所に設定するものであり、園外活動時の見守りを行う保育支援者「キッズ・ガード」の配置や路面にキッズゾーンの文字を標示することによるドライバーへの注意喚起を行うなどの交通安全対策を講じるものであります。

本町では、平成23年12月に策定した「幕別町立認可保育所危機管理マニュアル」に基づき、散歩時における事故防止に努めており、散歩コースは極力、交通量の少ない道路や歩道がある道路を選定するとともに、散歩時においては日頃から保育士が歩道の状況や交通量の多寡、交差点での見通しなどに応じた安全確認に配慮

しており、加えて昨年の大津市での事故を受けて再点検を行い、交通安全の確保が図られていることを重ねて確認したところでもありますので、現状ではキッズ・ゾーンの整備の必要性は高くないものと認識しております。

### (3) 街路樹、支障木の管理について

ご質問の3点目、「街路樹、支障木の管理について」であります。

街路樹は、主に歩道に植えられるため、限られたスペースに様々な障害物がある中で生育しなければならない環境にあることから、その管理には定期的な剪定のほか、倒木を防ぐための対応も行いながら、健全に維持していくことが必要となっております。

街路樹の管理や支障木の除去につきましては、道路パトロールや道路利用者等からの情報提供を基に、通行への支障や危険の未然防止に努めているところでありますが、道路パトロールでは街路樹の生育不良や枯れ木、枯れ枝、ぶら下がり枝のほか、歩行者や道路標識の視認性に対する影響の有無等の確認に努めております。

街路樹の剪定につきましては、通行等の支障となっている箇所など交通安全上危険性が高い箇所を優先的に実施しており、高木の剪定は町道管理業務の受託業者が、低木の剪定は植樹柵の除草作業と合わせて委託により幕別町社会福祉協議会が行っております。

また、道路の隣接地から道路区域の建築限界内に入り込んでいる支障木につきましては、通行する車両や歩行者に支障となることから、隣接地権者に対して剪定または伐採の処理をしていただくように指導し、支障木の除去に努めているところであります。

こうしたことから、街路樹や支障木につきましては、通行に支障となる樹木の剪定等の対応を優先的に実施し、日常的な通行に支障を及ぼすことのないよう、安全、安心な道路環境の維持に努めていかなければならないものと考えております。

### (4) 道路の維持管理について

ご質問の4点目、「道路の維持管理について」であります。

一つ目の、「道路パトロールの実施状況は」についてであります。

道路パトロールにつきましては、現在、町道管理業務の受託業者が実施しており、1週間で町道延長882.8kmの全てをパトロールするように実施しているところであります。

パトロールでは、一般交通に支障を及ぼす道路の損傷や変状、施設の異常、落下物の有無、街路樹や付属物等の異常の発見に努めているところであり、発見した異常箇所につきましては、緊急性を要するものは即時に、それ以外は職員が現地を確認した上で必要な対応を行っているところでもあります。

このほか、道路利用者や住民から寄せられた情報に基づく対応をその都度行っており、その後のパトロールにおいて同様な事例がないかの確認をするなど、道路を安全な状態に保つよう、一般交通の危険防止に努めているところでもあります。

二つ目の「危険なごみ集積所の点検は」についてであります。

町内には1,501か所のごみ集積所があり、全てそれぞれの町内会組織が管理を行っておりますが、町のごみ収集運搬作業時において「ごみの散乱」や「集積所の破損」などを確認した場合には、その都度、清掃を行ったり、危険と思われる事象を関係する地域に連絡するなど、集積所における環境保全や公衆衛生の保持に努めております。

本年2月2日に帯広市内で発生した、ごみ出しの途中で女性がひき逃げされた交通事故を踏まえ、同月6日にごみ集積所の緊急調査を実施し、車道側からごみを投入する金網製のボックス型の集積所を15か所確認したことから、同様の痛ましい事故が起きないように、利用にあたっての注意喚起を呼びかけたところでもあります。

以上で、岡本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。

## 【教育長答弁】

岡本議員のご質問にお答えいたします。

### 2 今後の成人式の在り方について

「今後の成人式の在り方について」であります。

昭和21年11月に現在の埼玉県蕨市におきまして、青年団が次代を担う若者たちを勇気づけ、励まそうと「青年祭」を企画し、その催しの幕開けとして行われた「成年式」が、成人式の起源とされております。

全国に先駆けて開催されたこの催しは、青年たちの心に明かりを灯し、さらに「成年式」の意義が評価されたことから、昭和23年に国民の祝日として「成人の日」が制定され、全国各地で新成人の門出を祝う行事として開催されてまいりました。

その後、平成10年の「国民の祝日に関する法律」の改正により、12年からは成人の日が1月の第2月曜日となりましたが、本町におきましては、遠方から帰省して参加する新成人に配慮し、成人の日の前日に開催しているところであります。

本年、十勝管内では、3,018人が新たな門出を迎え、幕別町においても221人の若人が、大人としての自覚と希望を胸に「令和2年幕別町成人式」に出席し、中学校卒業時の担任教諭からのビデオメッセージの上映など、アトラクションにも参加いただいたところであります。

成年年齢については、平成30年6月に「民法の一部を改正する法律」が公布され、令和4年4月から18歳に引き下げられることとなります。

国が令和元年6月に全国の自治体を対象に実施した調査によると、回答があった1,037の自治体のうち、成年年齢が18歳に引き下げられた場合、成人式の対象者の年齢について既に決定している自治体が67となっており、このうちの9割以上が対象者年齢をその年度のうちに20歳に達する人としております。

本町におきましては、成人式の対象年齢を18歳とし、1月に式典を実施した場合、多くの高校3年生が進学や就職準備を控え、式典への参加が難しくなると想定されることから、20歳を対象として開催する方が多くの方に参加いただけるものと推察しておりますが、他市町村の状況なども踏まえ、成人式の在り方につきまして、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問への私からの答弁とさせていただきます。